

重要議案に対する採決結果について

三笠市議会基本条例第4条第5項では、重要な議案に対する各議員の対応について、市民が的確に評価できるよう広報等で情報の提供に努めることとしています。

この規定に基づき、各議員の対応について次のとおり公表します。

事 件 名 (内 容)	議 決 年月日	賛 成	反 対	欠 席	議決結果
三笠市公立学校設置条例の一部改正 ほか関係議案 計4件 (市立高校設置に伴う高等学校の追加及び小中学校統合による小中学校の削除)	H22. 9. 24	6	4	1	可 決
		佐藤、齊藤、武田 猿田、扇谷、熊谷	岩崎、丸山 儀惣、谷津	藤浪	
「市立三笠高校設置計画での慎重審議を求める請願書」 (市立高校設置計画について、拙速に結論を出すことなく、慎重かつ丁寧な審議を尽くすよう求めるもの)	H22. 9. 24	—	—	1	みなし不採択
				藤浪	
三笠市議会議員定数条例の一部改正 (現行の議員定数 12人を次の一般選挙から2人減の10人とするもの)	H22. 9. 24	9	1	1	可 決
		丸山、佐藤、齊藤 武田、儀惣、猿田 谷津、扇谷、熊谷	岩崎	藤浪	

(注1) 高橋 守議員は、議長のため採決に加わっていません。

(注2) 重要な議案とは、市政運営に重大な影響をもたらす新たな事業や、公共料金の改定、議会組織に関すること（議員定数等）などを指します。